

令和2年2月20日	
資料提供	
担当課	I R推進室
担当者	楠見、大石、大久保
電話	073-441-2334

「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業実施方針（案）」についての和歌山市及び和歌山県公安委員会との協議について

特定複合観光施設区域整備法（以下、I R整備法という。）第6条では、都道府県は、実施方針を定めるに当たり、立地市町村及び公安委員会と協議しなければならないとされており、立地市である和歌山市及び和歌山県公安委員会と協議を開始しました。

実施方針は、I R整備法及び国土交通省が定める特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）に即した、和歌山県が定めるI R区域整備推進のための方針であり、地域の合意形成を図っていく上での基礎となる構想であるとともに、民間事業者の公募に当たって求めるものを明らかにするものです。

協議が整った後、実施方針に即して民間事業者の公募及び選定を行い、事業者の提案内容を踏まえて区域整備計画を策定し、国土交通大臣に認定を申請することとしています。

#### 【想定スケジュール】

時期	項目
2020年春頃	実施方針の策定・公表
2020年春頃	募集要項等の公表
2020年秋頃	優先権者の選定
2021年7月30日まで	区域整備計画の認定申請
2025年春頃	I R開業

公表内容は、当室ホームページにも掲載しております。

（【URL】<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/ir/top.html>）